砂利採取業務主任者認定申請審査表			
認定申請者名			
認	定申請者の住所		
8,0	000円分の鳥取県収入証紙が貼付されているか。		
認定申請書(省令様式第12)に必要な事項が記載されているか。			
	氏名及び住所	省令第8条の11第1項	
申請書に下記の資料が添付され、その内容が適正であるか。			
	岩石の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する 書面並びにその期間において岩石の採取に伴う災害を生じさ せたことがないことを疎明する書面が添付され、内容が適正 か。	省令第8条の11 第1項第1号	
	保安技術職員国家試験規則(昭和25年通商産業省令第72号) 第4条に規定する上級保安技術職員試験に合格した者にあっ ては、その合格証の写しが添付されているか。	省令第8条の11 第1項第2号	
	経済産業大臣又は都道府県知事が行う岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の課程を修了した者にあっては、これを証する書面が添付されているか。	省令第8条の11 第1項第3号	
	履歴書(省令様式第12)が添付され、内容が適正か。	省令第8条の11 第1項第4号	
	写真(手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)が添付されているか。	省令第8条の11 第1項第5号	

※補正を行わせた場合には、補正の内容、指示年月日、再提出日等を記録し、審査表に添付すること。なお、補正の指示は文書で行うこと。

※審査結果が適正である場合は□の欄にチェックをし、添付が不要なものは2重線で消去すること。 ※岩石の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において岩石の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面とは、経済産業局長が発行する証明書、その他公的機関の発行する証明書、責任ある民間団体の発行する証明書、作業日誌その他証明力のある書面等である。